

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 9 日

長崎県土地開発公社	理事長	松尾	信哉
長崎県住宅供給公社	理事長	松尾	信哉
長崎県道路公社	理事長	松尾	信哉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

令和 7 年度 公社パソコン等調達

・職員用パソコン（仕様 A）	5 8 台
・土地会計システム用パソコン（仕様 B）	1 台
・NAS	1 台

（公社毎の内訳）

・長崎県土地開発公社	職員用パソコン（仕様 A）	1 4 台
	土地会計システム用パソコン（仕様 B）	1 台
・長崎県住宅供給公社	職員用パソコン（仕様 A）	3 7 台
	NAS	1 台
・長崎県道路公社	職員用パソコン（仕様 A）	7 台

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和 7 年 10 月 14 日

(4) 納入場所及び条件

仕様書による。

(5) 前記（1）の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借

入れに係る資格を得ていること。

- (2) この公告の日から 9 の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-0035 長崎市元船町 17 番 1 号 長崎県大波止ビル 5 階

(名称) 長崎県住宅供給公社 総務部 総務経理班

(電話) 095-824-1257

4 契約条項を示す場所

3 の部局等とする。

5 入札説明書の交付方法

長崎県住宅供給公社ホームページ上 (<http://www.njkk.jp/>) において、掲載する。

6 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

(提出場所) 長崎県住宅供給公社 総務部 総務経理班

(提出期限) 令和 7 年 7 月 31 日 17 時 00 分

7 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県住宅供給公社 総務部 総務経理班

(提出期限) 令和 7 年 7 月 22 日 17 時 00 分

8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎市元船町 17 番 1 号 長崎県大波止ビル 6 階 長崎県住宅供給公社会議室

(期日) 令和 7 年 8 月 1 日 10 時 00 分 開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に 3 の部局に確認すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 公社を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の 100 分の 10 以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する

独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することが出来ない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の（１）から（９）までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- （１） 競争入札に参加する者に必要な資格の無い者が入札したとき。
- （２） 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- （３） 入札者が法令の規定に違反したとき。
- （４） 入札者が連合して入札をしたとき。
- （５） 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- （６） 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- （７） 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- （８） 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- （９） 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- （10） 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
- （11） 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）
- （12） 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- （13） 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- （14） 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- （15） その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- （１） 長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 97 条の規定に基づいて作成さ

れた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。